

# 城西小 いじめ防止基本方針

令和5年5月 改訂

姫路市立城西小学校

1	学校いじめ防止基本方針	1
	(1) 基本理念	
	(2) いじめの定義	
	(3) 学校教育目標との関連	
	(4) 生き方の指導との関連	
2	いじめ対応に関する校内組織	3
	(1) 平時の組織	
	(2) いじめ発生時の組織	
3	未然防止につながる学校の取組について	5
	(1) 学級経営の充実	
	(2) 縦割り班活動の充実	
	(3) 学校評価	
4	早期発見のための手立てについて	6
	(1) 定期的な児童面談	
	(2) 学年内の情報交換	
	(3) 生活指導委員会での情報共有	
5	早期対応について	7
	(1) 早期対応システム	
	(2) 実効性ある事後ケア	
	(3) いじめの解消	
6	インターネット等を通じて行われるいじめへの対応について	8
	(1) 学校における情報モラル教育の推進	
	(2) 児童への啓発	
	(3) 保護者への啓発と協働	
7	家庭や地域社会との連携について	9
	(1) 家庭や地域社会への啓発	
	(2) 家庭や地域社会からの協力	
8	関係機関との連携について	10
	(1) 教育委員会との連携	
	(2) 福祉機関との連携	
	(3) 医療機関との連携	
	(4) 法務局との連携	
	(5) 警察との連携	
9	重大事態への対処	10
	(1) 重大事態の意味	
	(2) 教育委員会及び学校による調査	
	(3) 再調査	
10	年間指導計画	12

## 1 学校いじめ防止基本方針

### (1) 基本理念

- ① いじめは、全ての児童に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指さなければならない。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを大人や児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、全ての大人や児童がいじめを認識しながら放置することが決してないようにすることを目指さなければならない。
- ③ いじめを受けた児童の生命及び心身を保障することが特に重要であることを認識し、市・学校・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、市民総がかりでいじめの問題を克服することを目指さなければならない。

### (2) いじめの定義

いじめとは、「いじめ防止対策推進法」第2条に「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。けんかやふざけ合ひであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### (3) 学校教育目標との関連

本校の学校教育目標は、「かがやくひとみ 楽しい学校」である。本校では、この教育目標を以下のように読み解き、全ての児童が、その目指す理念の恩恵に浴することができるよう教育活動を展開することを第一義とする。

#### 【子どものひとみが輝くためには】

- ・心身ともに健康であること
- ・心のかよい合う友だちや先生がいて、安心できる居場所があること
- ・周囲から認められる機会があること
- ・勉強がわかること
- ・できなかったことが努力してできるようになること

#### 【楽しい学校(学級)とはどのようなものか】

- ・一定の規律によって秩序が保たれている集団
- ・思いや考えを聞いてもらえる(出しあえる)風土がある集団
- ・生活及び学習のまとまりとして機能している集団
- ・関わり合いによって新たな発見や驚きがある集団
- ・より高次の価値をともに追究できる集団

つまり学校は、児童が人間性や社会性を育む場として機能するよう、集団としての秩序を保つとともに、相互の関わり合いによって一人一人が学びを深めることのできる土壌を培わなければならない。そのためには、互いの尊厳を認め合うことを大前提として学校生活が営まれる必要がある。各学年・学級では、発達段階に応じて共有すべき行動目標を設定し、実効性ある取組を推進していかなければならない。

また、学校の内外に関わらず、全ての児童は、いかなる理由によっても他者から蔑まれ、疎外され、いじめられ、しかもその状況が放置されることがあってはならない。

教職員は、このことを保障するため、常に児童の言動に留意するとともに、児童の人権意識を高めていくよう働きかけなければならない。

#### (4) 生き方の指導との関連

児童が「生きる力」を身につける上で、道徳性の涵養は極めて重要である。学校教育には、人としてよりよく生きる術を内面的な理解に基づき獲得していく働きかけが求められている。

道徳の時間を「要」として、特別活動をはじめとする全ての教育活動の有機的なつながりを導き出す取組によって、「正直」や「誠実」、「正義」や「公正」、「勇氣」といった道徳的価値を大切にす児童を育てることを忘れてはならない。

また、児童相互の絆や児童と教師の信頼関係を強める豊かな教育活動により、人間関係力の向上が図られるよう、取組を進める必要がある。

結果として、いじめをしたり、そのことに加担したり、傍観したり、見て見ぬふりをしたりすることを許せない風土を醸成することが大切である。このことは、一朝一夕に効果を上げることは難しいが、意識して継続することで、雰囲気は少しずつ変わっていくものである。

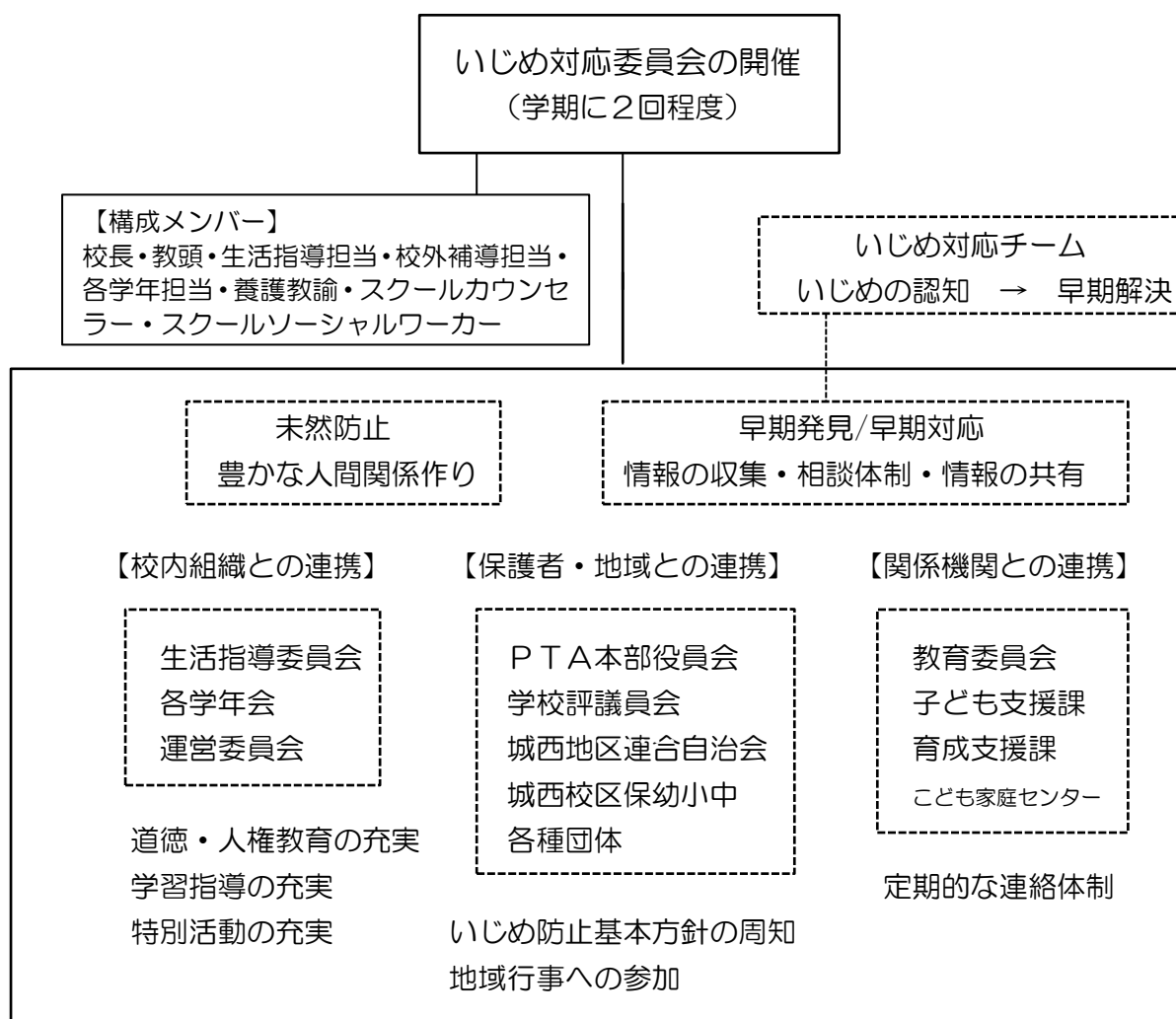
学校の覚悟と粘り強い取組が求められていることを真摯に受け止め、児童の生き方の基盤づくりを支援していきたい。そのことこそが、いじめを生まない・許さない学校づくりにつながると確信するからである。

## 2 いじめ対応に関する校内組織

### (1) 平時の組織

- ① いじめは人権侵害であり、絶対に許されないものという強い意志のもと、学校全体で組織的な取組を行う指導体制を構築する。
- ② いじめ問題への対応を行う「いじめ対応委員会」を設置する。(原則、学期に2回)

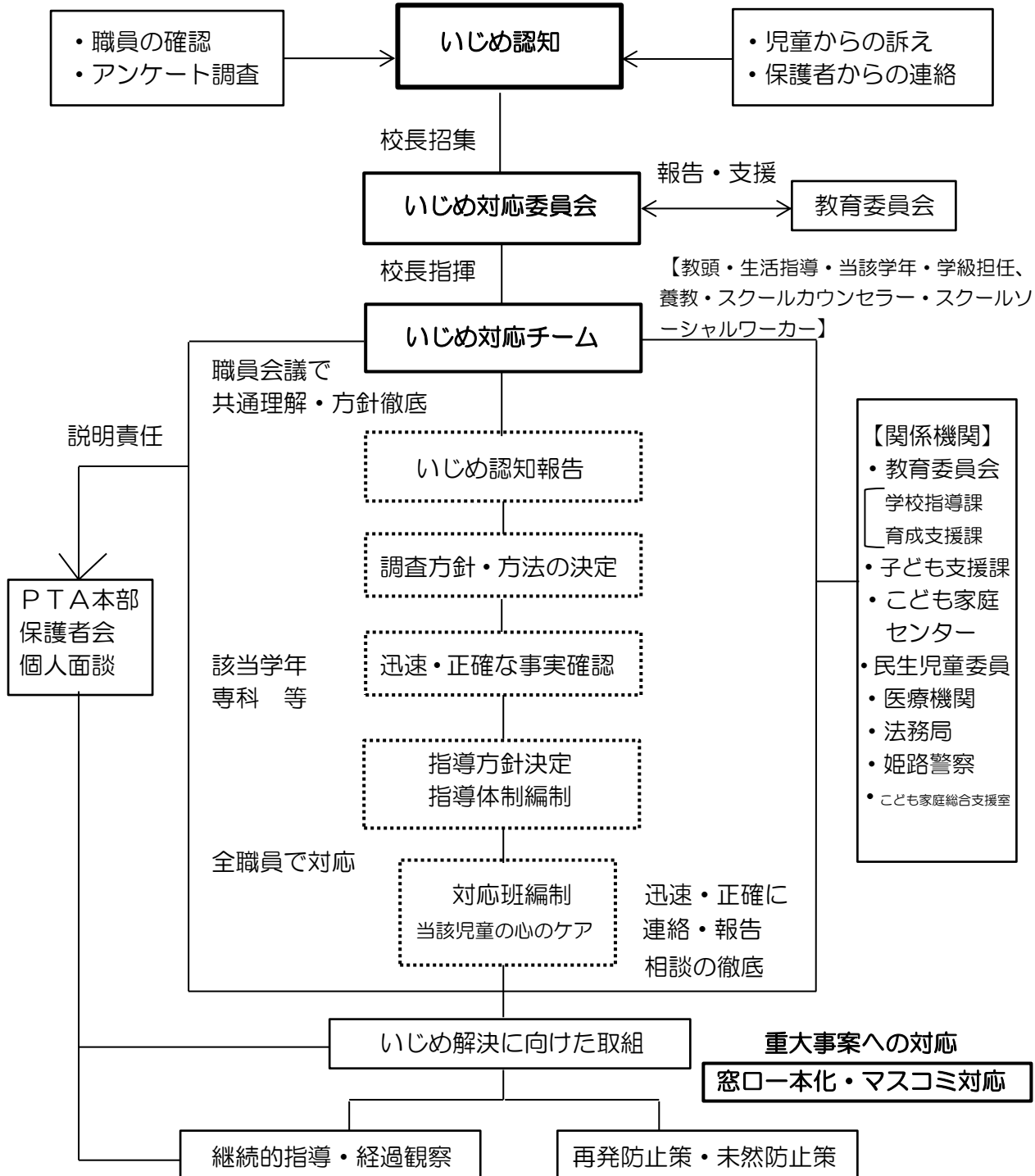
<p>早期発見の手立て</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員による観察、気づき、情報交換</li> <li>・専科、養護教諭、栄養教諭からの情報提供</li> <li>・児童、保護者、地域からの情報提供</li> <li>・児童への定期的なアンケート及び面談の実施</li> </ul>
-----------------	--



※いじめ発生の場合は即座に対応委員会を開催する。

(2) いじめ発生時の組織

「いじめ対応チーム」を中心として、一人の教職員がいじめ問題を抱え込むのではなく、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。



※当該児童（いじめた児童・いじめられた児童）や報告者の秘密の厳守。

※迅速・正確な事実確認と適正な対応を徹底する。（初期対応が重要）

※説明責任と協力体制を確実にし行う。

### 3 未然防止につながる学校の取組について（P 11 参照）

主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童全員が感じ取れる「絆づくり」をすすめる（そのための場や機会をつくる）ことができれば、いじめに向かう児童は減る。この発想に立った取組を通していじめが起きにくい学校風土や学級風土づくりをめざす。

#### （1）学級経営の充実

「絆づくり」とは、教師がきちんと「居場所づくり」をすすめているという前提のもとで、児童自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることである。児童同士と一緒に活動することを通して自ら感じとっていくものが「絆」であり「自己有用感」であるので、「絆づくり」を行うのはあくまでも児童である。教師が直接に「絆づくり」に関与すること、直接に「自己有用感」を与えることはできない。教師の役割は、そのための「場づくり」である。全員の児童の「絆づくり」を促すためには、それなりの教師の働きかけが不可欠である。

学級経営においては、こうした視点で以下のとおり「授業づくり」と「集団づくり」をすすめる。

##### ① わかる授業づくりをすすめる

テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善をすすめる。具体的には、学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしからいなどが見られない、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

##### ② 教師は互いの授業を参観しあう

教科の観点からだけではなく、生徒指導の観点から授業を公開し合い、他の教職員からの感想や助言を参考にする。

##### ③ 学習規律の確立

低学年から、授業中は正しい姿勢を保つことに慣れさせておくことや忘れ物をさせないなどの指導は、「児童が困らないようにする」ためであり、児童にとって「心地よい居場所づくり」のための指導である。

##### ④ 学級活動を核にした特別活動の充実

特別活動は望ましい人間関係の形成やよりよい生活づくりをめざしているのも、まさにいじめ予防のための教育活動だと言える。学級活動（話し合い活動、実践活動、関係活動）を充実させ、子どもたちの活躍の場を増やす。ただし、気をつけておきたいことは、活動内容がそのクラスの子どもの実態に合っているかどうかということ。例えば、あまり支持的風土のない学級では、競争や対抗戦のような競う内容の集会をすると言い争いやけんかが絶えず、結局集会をしたことで余計に学級の仲が悪くなってしまふことが考えられる。そんな実態の学級では、みんなで「作り上げる」とか「挑戦する」というような内容の議題を取り上げ、自然に協力できるような活動内容にするといった工夫が必要である。

#### （2）縦割り班活動の充実

「学級経営」がいわゆる横のつながりを意識した取組だと捉えるなら、「縦割り班活動」

はまさしく児童の縦のつながりを意識した取組だといえる。同学年ばかりの活動では「学び合い」や「支え合い」をどれだけ工夫しても「教えられてばかり」になりがちな児童は必ず存在する。そこで「異年齢交流」を仕組むことで高学年は全員が「お世話をした」という経験ができるようにする。活動内容を考える際には、上学年が下学年を思いやり、下学年が上学年を尊敬することができる内容になるよう工夫する。

- 組織 ・班の数は20 ・1班25人程度
- ・6年生は4～5人 ・教師1人で1班を担当する（一部2班担当する）

#### ○活動時間

毎月第2・4週の月曜日 朝の時間（8：25～8：45）

- ・定例集会 現行の集会委員会が主催しているお楽しみ的な内容。
- ・縦割り班活動 班ごとに自由に遊ぶ内容を決める。

#### ○その他

- ・班ごとに毎年班旗を作成し、所属意識を高める。
- ・年間を通じてめあてを設定し、めあてを達成するための活動を設定していく。頑張りをつかみやすくするため、活動後に振り返りを行う。
- ・6年生は班長会議を行い、計画的に活動できるようにする。

### （3）学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。その際、いじめの有無のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応を評価するようにする。

## 4 早期発見のための手立てについて（P11参照）

### （1）定期的な児童面談

学期に1回「いじめアンケート」を実施し、その後担任が個人面談を行う。また、毎日の朝の会や終わりの会、作文や日記・生活ノートなどをとおして、きめ細かく児童の実態を把握し、心の内面を捉えられるように努める。

些細なトラブルでも児童とじっくり向き合い、話をして解決へとつなげる。児童の様子について、家庭との連携を深め、連絡帳・電話・家庭訪問などで、つぶさに伝えるようにする。

### （2）学年内の情報交換

学級で起こった問題は学年内で話題にし、内容によっては、学年で対応・指導にあたる。常時、学級での児童の様子を学年内教職員が共有し合える環境を整える。

また、養護教諭やスクールカウンセラーと連携して、日常的に児童が心を開いて相談しやすい環境を作り、連携強化を図る。



### (3) 生活指導委員会での情報共有

月末に生活指導委員会（構成メンバー：校長・教頭・生活指導担当・養護教諭・栄養教諭・学年代表）を開催し、毎月の生活の反省や学校生活上の諸問題、月目標などについて話し合う。委員会終了後は、その内容を学年内で共通理解する場を設ける。内容によっては、職員朝会や職員会議で報告し、次の指導に生かす。

生活指導を行う上で、学級間または教師間の温度差をなくし、全職員が常に共通理解を図り、共同実践をしていく。

全職員による だれでも	学校内外を問わず どこでも	全校児童を どの子にも	指導する
----------------	------------------	----------------	------

## 5 早期対応について

### (1) 早期対応システム

いじめの兆候を発見した時は、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に、問題解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

#### ① 正確な事実把握

まずは、いじめを受けている児童から担任及び学年の教師が聴き取りを行う。その後、いじめを行ったとされる児童や周りの児童への聴き取りを行い、事実関係を正確に把握する。聴き取りをしたことは、詳細に記録を取り、それを基に、管理職や関係教職員と情報を共有し、的確で迅速な対応につなげる。

#### ② 指導体制、方針の決定

「いじめ対応委員会」を設置し、事実関係の把握といじめか否かの判断を行い、児童に対する指導体制を明確にし対応方針を決定する。管理職を中心に、児童に対応する教職員の役割分担を行う。教育委員会や関係機関との連携を図る必要もある。

#### ③ 児童への指導・支援

いじめを受けた児童や情報を提供した児童の不安や心配を取り除くよう「いじめ対応チーム」が中核となって関わっていく。いじめを行った児童に対しては、相手の心の苦しみに思いを寄せる指導を十分に行い、いじめは決して許されない行為であるという厳しい指導を行うとともに、当該児童の成長につながるような働きかけを行う。指導を行った後、いじめを行った児童といじめを受けた児童との関係修復の場を設定する。はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

#### ④ 保護者との連携

いじめを受けた児童の保護者に対しては、まず家庭訪問などで具体的な事実を伝えるとともに、今後の対応策を話し合う機会を持つようにする。学校側の指導方針を伝え、連携していけるよう十分話し合っていく。

一方、いじめを行った児童の保護者に対しても家庭訪問等を行い、事実を正確に伝え、家庭での話し合いを依頼し、再発防止に向け取り組んでいく。

#### (2) 実効性ある事後ケア

いじめを受けた児童の不安感がなくなるまで継続した見守りを行っていく。必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー、総合教育センターでの相談などを通して心のケアを図っていく。また関係児童や保護者も交えた関係修復に向けて取り組んでいくようにする。いじめが再び起こらないようにするために、日々の学校生活で、心の教育の充実を図り、児童の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに、誰もが大切にされる学級・学年・学校づくりを行っていく必要がある。

#### (3) いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも2つの要件が満たされていることを確認する

- ① 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること。
- ② いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

### 6 インターネット等を通じて行われるいじめへの対応について

#### (1) 学校における情報モラル教育の推進

教室、パソコンルームで使用できる学習用コンテンツを利用し、児童の情報モラル向上につながるよう指導していく。また、教師間での情報モラルに関する指導力向上につながる研修を行う。

#### (2) 児童への啓発

学校裏サイトやプロフサイト、掲示板やメール、LINE 等での「いじめ、攻撃」は犯罪である。人の悪口や、いやがることを書いたりすることは、相手を非常に傷つけてしまうし、他人にも不愉快な思いをさせてしまう。学校裏サイトやプロフサイト、掲示板、メール、LINE 等で嫌な思いをした児童がいた場合は、必ず信頼できる大人に相談するように指導する。相手がわかっている場合は、教師や親と一緒に話し合いをするように指導する。相手と2人だけでは何の解決にもならないことも理解させる。

そして、何よりもインターネット上のエチケット（ネチケット）を守らせるようにする。トラブルにあわないようにするにはまず、自分自身が、ネットに関する正しい知識を身につけることが大切である。学年に応じた指導を必ずする。

自分がされてイヤなことは誰だってイヤなことである。いつも、相手のことを思いやることを忘れないように心掛けさせること。インターネットの相手はパソコンや携帯電話ではなく、その先にいる人間である。インターネットは、自分だけではなく、みんなが使っているということを忘れさせないように指導する。

### (3) 保護者への啓発と協働

以下の4点の事らについて保護者が理解し、児童に向き合える力をつける必要がある。各種たよりやホームページ、オープンスクール等で保護者に広める。

- ① 携帯・ネットに関する正しい知識をもち、安全な使い方を知り、児童に指導する。
- ② 「情報モラル」についてしっかりと教え、児童にネットのリスク回避能力を身につけさせるとともに、ルールを確実に守らせる。
- ③ 普段からチェックをしっかりと行うとともに、問題を発見した場合には迅速かつ適切な対応をする。
- ④ 児童がいじめに遭ったら、親が子を守り通し、一緒に解決策を見つけてやることを明言する。

まずは大人が、携帯電話やインターネットが有しているメディアとしての特性や各端末の性能・性能に関する基本的な知識を習得し、理解を深めていくことが必要である。また、児童が携帯電話やインターネットをどのように利用しているのか、その利用実態について、日頃からその把握に努めることが重要である。家庭では、ネット社会のメリット・デメリットについて児童としっかりと話し合い、ネット環境を持たせる場合には、その利用に関する家庭内でのルールをつくり、それを徹底することが必要である。特に、フィルタリングについては、その必要性を理解・認識し、必ず設定していくことが大切である。そして、問題が起これば、家庭だけで悩まず、学校や関係機関とも連携をし、解決するのが望ましい。

## 7 家庭や地域社会との連携について

### (1) 家庭や地域社会への啓発

P T Aや地域の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、積極的に情報交換、協議できる場を設ける。その際に、いじめの問題性や家庭教育の大切さについて理解の促進を図る。また、学校だよりや学年だより等の学校から発信する文書等により相談窓口や連絡体制の周知を図る。

### (2) 家庭や地域社会からの協力

小学校においては学級担任と児童・保護者との結びつきが非常に強い。信頼関係を普段から構築しておくことが重要である。保護者は、児童の気になる発言・行動があればすぐに学校に連絡する体制を整えておく。

一方で、学級担任や保護者が気づかない児童の発言・行動があることも考えられる。民生児童委員、補導委員、スクールガード、スポーツ21などの各種団体や一般住民に対しても気になることがあればすぐに学校に連絡するよう、各種会合等で伝えておく。

普段から教職員が保護者や各種団体に対して丁寧な対応を心がけ、緊密な関係を構築しておくことが協力を得るために重要である。

## 8 関係機関との連携について

### (1) 教育委員会との連携

学校においていじめを発見した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて指導を受ける必要がある。

平時においては、体制づくりや指導方法についての助言等、必要な支援を受けておくことが大切である。

### (2) 福祉機関との連携

いじめの問題の背景として養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや民生児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

### (3) 医療機関との連携

いじめを受けた児童の外傷及び心的外傷が認められる場合には、積極的に学校医や医療機関との連携を行う。

### (4) 法務局との連携

「子どもの人権110番」をはじめ、法務局人権相談窓口や等の周知を図る。

### (5) 警察との連携

管理職や生徒指導担当教員等が、地域の警察と日頃から学校や地域の状況の情報交換を行う。また、刑罰法規に抵触するいじめや児童の生命・身体の安全がおびやかされていると認められる場合については、早急に警察に通報する。

## 9 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされた時。

### (2) 教育委員会及び学校による調査

#### ① 重大事態の報告

重大事態であると判断した場合は、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

- ② 調査主体について  
教育委員会より、事態についてどのような調査組織とするかについて判断を仰ぐ。
- ③ 調査を行うための組織
  - ア 学校が主体となる場合  
いじめ対応チームを母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加え、「学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。
  - イ 教育委員会が主体となる場合  
「姫路市いじめ問題調査委員会」の調査に協力する。
- ④ 調査の実施  
重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような様態であったか、どのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際に、事実をしっかり向き合う姿勢が重要である。
  - ア いじめを受けた児童から聴き取りが可能な場合  
丁寧な聞き取り調査及び質問調査を行う。この際、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先に調査する。
  - イ いじめを受けた児童から聴き取りが不可能な場合  
児童の入院や死亡などにより聴き取りが不可能な場合は、児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査を実施することが必要である。
  - ウ 児童の自殺という事態が起こった場合  
「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成 26 年 7 月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしながら、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、背景調査をする。
- ⑤ いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供  
いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。
- ⑥ 調査結果の報告  
調査結果について、教育委員会を通じて市長に報告する。その際、いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合は、児童又は保護者の所見を調査結果の報告に添える。

### （3）再調査

市長の判断により、再調査の必要があるとされた場合は、弁護士や精神科医、学識経験者などの第三者機関の調査にも協力する

